

大阪広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程を公布する。

平成31年 4 月 1 日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第 9 号

大阪広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程の一部を
改正する規程

大阪広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程（平成29年大阪広域水道企業団管理規程第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 1・2 （略） <u>（泉南市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町及び岬町との水道事業の統合に伴う経過措置）</u> <u>3 平成31年4月1日前に泉南市水道事業事務分掌規程等を廃止する訓令（平成31年泉南市訓令第1号）第11号の規定による廃止前の泉南市指定給水装置工事事業者規程（平成10年泉南市訓令第3号）、市制施行に伴う水道事業管理規程に関する規程等を廃止する規程（平成31年阪南市水管規程第1号）第11号の規定による廃止前の阪南市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年阪南市水管規程第2号）、豊能町水道事業事務分掌規程等を廃止する規程（平成31年豊能町水道管理規程第1号）第19号の規定による廃止前の豊能町指定給水装置工事事業者規程（平成10年豊能町水道管理規程第4号）、忠岡町水道事業管理規程等を廃止する規程（平成31年忠岡町企業管理規程第1号）第6項の規定による廃止前の忠岡町指定給水装置工事事業者規程（平成10年忠岡町企業管理規程第1号）、田尻町水道事業給水条例施行規則及び田尻町水道事業指定給水装置工事事業者規則を廃止する規則（平成31年田尻町水道事業</u>	附 則 1・2 （略）

管理規則第1号)第2号の規定による廃止前の田尻町水道事業指定給水装置工事事業者規則(平成10年田尻町水道事業管理規則第7号)又は岬町水道給水条例施行規則等を廃止する規則(平成31年岬町規則第2号)第4項の規定による廃止前の岬町指定給水装置工事事業者規則(平成10年岬町規則第5号)の規定によりなされた指定、処分、手続その他の行為は、この規程中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。